第五節 南泉斬猫

、問題の所在

南泉の語録にもそうした様々な動物、狸奴白牯や水牯牛が現われて南泉山の僧院生活をリアルに浮き立たせるとともに、それぞ 大きな自然の中にあって、様々な動物たちに囲まれ、時に魑魅魍魎も交えた生命の息吹の中に、当時の禅僧たちは共生していた。

れに重要な役割を担って語録の中を闊歩しているのは既に周知のことがらである

ることが必要であろう。だから、現代の合理的な発想からこれらを単なる妄説にすぎないと見る限りこの時代の彼らの真髄に同参 いた話を留めている[伝灯録 p.117b]。公案に有名な「百丈野狐」(-)などもそうした話の系譜に属するであろうしその文脈で理解す [祖堂集p.304b]、また『景徳伝灯録』巻八では自分の行動を土地神に悟られ「王老師、修行するも無力なり。 また魑魅魍魎についても、例えば『祖堂集』巻十六にはいったん死んでしまったが南泉の一喝によって蘇った南泉道者の話を伝え 鬼神に観見せらる。」と嘆

がて南泉自身にその言葉をめぐって揺れ動きがあり否定的な概念からやがて水牯牛と同化して肯定的な意味に変遷して行くドラ うした到達点といった発想のないことも確認できるのである。 マのあったことを推測した。即ち、そこにおいては異類中行を南泉の究極とするような立場は成立せず少なくとも南泉自身にはそ さて、前節では「異類」という語をめぐってそれはもともと経論家との対論の中に現われた教理上の概念であったこと、それがや

することもまた不可能かも知れないのである。

ても同じである。 ないことを確認しておくべきであろう。実際に彼は現存文献に徴する限り、「畜生」という言葉を一度も使ってはいないのである。 ところで畜生とは仏教語としては六道の下位に属するものを指す蔑称であり、それが蔑称であることはシナ語一般の用法にあっ しかしここでは少なくとも南泉は牛たちを畜生よばわりしたりそれを見下げた態度をとったりは決してしてい

にもかかわらずその使われても書かれてもいない言葉を当人の家風を示すものであるかの如くに喧伝するのはおかしな事と言わ

ざるを得ないであろう~~

南泉にはそうした発想はなかったのではないかと思うのである いわけではない含)。しかし畜生を下に見る立場は彼らのものではないし彼らの獲得した仏教でもないのではないか。少なくとも て暮らすこととは根本的に発想が異なっているといわざるを得ない。驢馬や馬や牛になるのを償債として認めるような世界がな れ変りを運命と甘受しそれによって償債つまり債務を清算するという思想を表に出すことは彼らとともに彼らを同格の仲間とし もともと、異類を簡単に「畜生」に同化させ、それでなければならぬだとか何も考えぬが一番だとか宿業の必然として畜生 一への生

ところで『景徳伝灯録』巻八、南泉章に次のように言う。

師、因みに東西両堂、各々猫児を争う。師、之に遇い、衆に白して曰く、道得せば即ち猫児を救取せん。 道不得ならば即ち斬却せ 出る。師曰く、汝、適来若し在らば、即ち猫児を救得せり(き) 衆は対える無し。 師は便ち之を斬る。 趙州、外より帰る。 師は前語を挙げて之に示す。趙州は乃ち履を脱ぎ頭上に安じて

分なりに考えておく必要があるように思う。 有名な「南泉斬猫」の公案である。先に同じ南泉の異類中行について論じたが、それに深く関連するといわれる「斬猫」の問題を自 以下にその「斬猫」のことを考えてみようと思う。

二、斬猫とは何か

られる。爾来、この話題は、『碧巌録』や『無門関』、そして『従容録』などに公案としてとりあげられている関係から既に多くの提唱や ておらず、後に見るように南泉の行為を「殺生」として否定的に捉え、それが趙州によって救済されるという意図を持つものと考え それを大別すれば事後譚として趙州との対話が含まれているかどうか、その違いといってもよいだろう。事後譚は初期には現われ 前節に見たように語録の記述は変遷してやまない。この「斬猫」の話題も同じように収録テキストによって内容が異なっている。

研究が山と積まれている。そしてこれらは全て、趙州との事後譚を結合する話題を材料としているのである。

る。ここには斬新な語録理解の確かな方向が示されている るだろう。これはこの出来事を殺生の問題として取り上げ、そのことに苦悩する南泉を趙州との対比の中で浮き立たせた労作であ 代表的な論考のひとつに原田憲雄氏の「南泉斬猫」(京都女子大学人文論叢第二三号、一九七四年、八六頁以下)を挙げることができ それ故、この話題を考察するにもそれが材料となる場合がほとんだといってよいだろう。そして、それ、つまり『趙州録』に対する

260ff.)も、ともにそれを踏まえてそれぞれの論義を展開しているのである。 それ故、その後の柳田聖山氏の『禅の山河』(禅文化研究所,1986,p.319ff.)、石井修道氏の『中国禅宗史話』(禅文化研究所,1988,p.

み方が内包する問題とは何か かと思うのである。ここではそうした議論の方向とは別の角度からこの問題を捉え直してみたいと思うのである。では従来の読 る構図となりそのうえ異類中行をも絡めることによって却ってそこに矛盾を生み出してしまうことを見落としているのではな しかし、それらはいつの間にか南泉ともあろう者の失態としてその行為を批判し、趙州の鮮やかな動きに共感する立場に賛同す

は自ら別の意義があるのではないかと考えられるのである。 あるいは可能となるかもしれぬであろう。それは変転の後に洗練され、完成された話題に自ら対処して現代的な解釈を施すことと 異類中行の問題とは切り離して原型に近い姿を探る必要を感じるからである。それによって我々は南泉その人に肉薄することも ひとつにはこれは殺生の問題なのか、ということである。そして今ひとつは先にも指摘したように話題の内容の変化に着目し、

さて、こと猫に関しては当時の人々はどのような関係の中にあったのか。 その例証を探ると、前節でも触れたがまず『祖堂集』巻

プ 南身章に

ばなり(る)。

祖仏はあることを知らず、狸奴白牯は却ってあることを知ると。何を以て此の如くなるや。他は却って如許多般の情量なけれ

な課題なのである。そこでまずこの問題から手がかりを求めることにしよう。当時の禅院にとって猫とは何であるのか なくこの言葉には気をつけねばならない。また、こと具体的な猫に関してはこれが畜生なのか「異類」の範疇に入るのかも結構困難 といい、逆説的な表現ではあるが、「余計な分別心を持たぬ」ということで高い評価を受けている。しかし、ただの無分別は仏教でも

推測根拠にも乏しいけれど例えば『景徳伝灯録』を見ると、第六巻、池州杉山智堅禅師章にいう、

初め帰宗と南泉と行脚する時、路に一虎に逢う。各おの虎辺より過ぎ了る。南泉帰宗に問いて云く、適來、虎を見るに箇の什麼 に似たるや。宗云く、箇の猫兒に似たり。宗、卻って師に問う。師云く、箇の狗子に似たり。宗又た南泉に問う。泉云く、我れ

見るに是れ箇の大蟲なり(๑)。

ここに大蟲とは虎のことである。また、第十四巻、慧省禅師章にいう、

僧問う、如何なるか是れ仏。師曰く、猫兒、露柱に上る。曰く、学人不會。 師曰く、露柱に問取し去れ~)。

また、第十九巻、南嶽金輪可観禅師章に、

問う、正則は問わず。請う師、傍指せよ。師曰く、猫兒を抱き取り去れ^^)。

たしていたと考えられる。そして、今枝与志雄氏の『猫談義』(東方書店,1986,p.13)によれば、時代は下がるが、陸游(1125-1210)の『剣 という。データも充分とはいえないが、これらから類推するに猫は彼らにとってもありふれた身近な存在でありペットの役割も果

塩を裏みて小狸奴(こねこ)を迎え得たり

南詩稿』巻十五に載せる詩があり、次のようにいう。

尽く山房の万巻の書を護る

慚愧す、家貧しくして策勳薄く

寒きとき氈の坐す無く食に魚無きを

これによれば、猫は経典や書物をかじる鼠を防ぐ役割を担ってもいたようで、そのことは『禅門拈頌集』にも、霅渓益の頌として、

東西の両班、田疇を尽し

粒米、抛り来たりて惣に収めず

可惜、猫児の軽がるしく斬却されんことを

今に至るも老鼠の閙なること啾啾

し、如浄が答えた諌めの内に

といわれていることからも知られるであろう。また、同じく時代は下がるが、『宝慶記』には、弁道工夫について道元が尋ねるのに対

現在、方々の寺院で住職たちが猫を飼っているが、あれはいけません。 愚者がすることです。 [宝慶記 p.19]

という。これらによって判断すれば、当時の禅院にあっては猫は身近なペットの位置を占めていたとひとまず考えておいて大過な いであろう。そしてこうした状況の中で「南泉斬猫」の問題が起こったのである。

は後代の説、特に『梵網経』を中心とするシナ大乗仏教の発想である。 そこでまず、殺生に関する仏教の理解を見ておくことにしよう。生きものを殺すこと全体を殺生戒という曖昧な概念でくくるの

これらの戒条は人間以外の生命を損なうことを禁じた条項であってこれらの生命は畜生ともども人間とは歴然と差が設けられて いるのである。 虫水戒」などと同じランクである。即ち、大地を耕したり草木を伐採したり虫がいるかも知れぬ水を不用意に用いることを禁じた そして、斬猫が相当する奪畜生命戒は波逸提法に属し[T.22,1019c]、これは懺悔によって滅罪する軽罪で「掘地戒」、「伐草木戒」、「用 小乗の戒律にあっては、最重罪である波羅夷(僧団追放)に該当するのは断人命に限られるのである。 [『四分戒本』T.22,1015c]

発想から規定されたものと考えてよいだろう。なお、同じく第三十二条に「刀仗弓箭を蓄え、・・・猫狸猪狗を長養するを得ず。」[T 広がる。それは軽罪の第二十条に「六道衆生は皆な是れ我が父母なり。」[T.24,1006b]という如く、輪廻の思想とより強く結びついた これが『梵網経』になると、十重禁戒の第一に「一切の命有る者は故殺するを得ず」[T.24,1004b]といい、生命あるもの全体に範囲が

24,1007b]というから、斬猫譚に出てくる小道具はみな禁止されていることになる。

れは小乗の戒律はもとより大乗菩薩戒にも合致しないものであったということであった。その中で斬猫だけを取り出して倫理や 戒律の問題とするのは当を得ていないということになるのである。 に比べても一層戒律の規定から逸脱している禅宗教団はそれ故に持戒を形骸化し代わるに清規を以てしたのであった。そしてそ これらをまとめるならば、もともとシナにあってはインド伝来の律儀は決してそのまま遵守されたわけではないのだが、それら

念からは形式上、すでにほど遠い存在となっていたのである。そうであるならば、ここではそうした外見や常識とは次元を異にす 如何なる律条あるいは戒条に照らしても、南泉の行為は正当化され得ない。そしてそれ以前に禅宗教団自体がインドの 僧伽の理

る観点が必要となるであろう。

や感覚の問題だけではないのである も土を掘ることも、刀が身近にあることさえすでに戒律への違反として同格なのであった。従ってこれをとりたてて殺生の問題と して論じることはあくまで近代人の常識的感覚の世界からの発想であるということを確認せざるをえないであろう。ことの当否 猫を斬るのはまぎれもない殺生である。しかし仏教の立場から言えば猫だけを特別視する根拠はどこにもない。 猫を飼うこと

三、斬猫の原型

さて、以上のことを前提として、まずここではテキスト批判から始めたいと思う。『祖堂集』巻五、徳山章には次のように言う。 ち刀を以て斬りて両橛と作せり。(๑) 起して云く、人有って道得する摩。 人有って道得する摩。 若し人有って道得せば、這箇の猫児の命を救わん。 対無し。 因みに南泉第一座、猫児を養う。 隣床を損脚し、此れに因りて相い諍う。 人有って和尚に報ず。 和尚、便ち下来して、猫児を拈 南泉、便

そして、その後に続けて、これに対する徳山門下の弟子たちの拈提が付されている。それらは以下の如くである。

すや。対えて云く、不会。師云く、我れ与麼に老婆なるに、你は不会なるや。 雪峰、師(徳山)に問う、古人猫児を斬る。 意は作麼生。 師、便ち雪峰を趁打す。 雪峰は便ち走る。 師、却って喚び来る。

師、嵒頭に問う、還た会すや。対えて云く、不会。云く、不会を成持し取らば好し。進んで曰く、不会ならば箇の什麼をか成持せ 師云く、你は橛鉄に似たり(あきれるほど頑固な奴だ)。 (2)

しかも、ここでは猫の生死はまるで問題になっていないのである。 ここに明らかなことは、『祖堂集』には趙州による救済処置がなく、話題そのものも極めてそっけなく提出されていることである。

ば、まず『祖堂集』(952)は先に見た如く、徳山宣鑑(782?-865)章に記録され、雪峰義存(822-908)と嵒頭全豁(828-887)とがそれを話題 『趙州録』や先にあげた様々な公案集の文章はここでは紙幅の都合で省略しておく。そして、その上で、この話題の源流を尋ねれ

にする

た、ということである。 泉普願 (748 - 834) の没後三十年以内の時期には既に斬猫の事は知られていたが趙州による後始末の話題はまだ成立していなかっ そしてこの現存するもっとも古いテキストでは趙州従諗(778-897)は登場しないのである。それ故、ここから予想されることは南

現本と如何なる関係にあるのかについても勿論知りようもないのである。 たようであるが、それでも『宋高僧伝』の扱いはむしろそっけない。そのうえ、ここにいう語録がどの時点での成立なのか、そして 世の貴ぶ所なり。」[T.50,885c]というからその当時には既に特異な家風を発揮する禅僧としての地歩が揺るぎ無いものになってい 趙州の登場が見られるのは『趙州録』においてである。しかしこの『趙州録』は『宋高僧伝』(988)には「語録の大いに行なわれ、為に

代のものであるけれどもその内の保福従展(867‐928)に う。そこで、他に手がかりを求めるならば『禅門拈頌集』には公案に対する多くの禅僧の拈頌が集められており、そのほとんどが宋 それ故、現本『趙州録』の記事が趙州没後に直ちにまとめられたものとも決めつけにくい以上、結論は保留されねばならないだろ

然るに是の如しと雖も、 也た即ち是れ破草鞋なり。

という著語があり、これは明らかに履もしくは草鞋のことを話題にあげたものである。だからここでは趙州の話題の成立を確認で

記さぬのは、それを加えぬ話が一つの公案として成り立っていたことを意味するであろう。 れるのである。それ故、推測も幾分か混乱するのであるが保福が南泉と趙州との話題を知っていたにも拘らずその孫弟子がそれを も出来上がっていたということになる。なお、雪峰と保福は師弟関係にありその保福の孫弟子の静、 以上の事を材料に、およその見通しをつけるならば、保福の活躍した頃つまり十世紀の初めには趙州による事後のフォ 均によって『祖堂集』は編集さ ウの話

にセットとして広く人口に膾炙したということが推測されるであろう。 つまり話は二つの系統に別れて流布していたこと、そして当初は趙州と関わらぬ話題であったがそれがやがて趙州の抬頭ととも

ない。ここには明らかに唐末から宋にいたる時代の変化が見て取れるだろう。そして、だからこそ趙州との対話や猫あるい て捉え、それを放置せずに救済の処置をとっているのである。むしろその処置を取らざるを得なかったと言った方が正確かも知れ 救済は南泉自身の預かり知らぬことである、ということになるのである。 従って、『祖堂集』と『伝灯録』とでは、時代の差とでもいうべき違いが明白なのである。即ち『伝灯録』ではこれを殺生の問 題とし は南泉

ところで、『景徳伝灯録』巻一〇、長沙景岑章には

僧云く、其れ動く。

又た僧有って問う、蚯蚓は斬って両段と為すも、両頭、倶に動く。未審し仏性は阿那頭にか在る。師云く、妄想して作麼かせん。 如何せん。 師云く、汝、豈に火風の未だ散らざるを知らんや〈ニ〉。

じ問答は長沙章にもう一度出る他[149a]、同じく巻一一、襄州延慶山法端大師章に、「有人問。 南泉の斬猫を念頭においた問答の可能性もあるかも知れない。ちなみに長沙は南泉の弟子で趙州とは同門ということになる。 という話題がある。 直接には蚯蚓(ミミズ)に絡めた仏性の話であるが、農耕に従事する日常的な経験からでた疑問でありあるいは 蚯蚓斬為両段。 両頭倶動。 仏性在阿

235a]と全く同一の問答があり、このミミズの話は一種の公案ともなっていたらしい。 那頭。 師展両手。」[伝灯録 p.181a]、巻十二、紹眞大師章に、「官人問。 蚯蚓斬両段。 両頭倶動。 仏性在阿那頭。 師展両手。」[伝灯録 p.

また、『景徳伝灯録』巻一八、玄沙章に、

雪峰因みに普請して田を畭する。一蛇を見て杖を以て挑起し、衆を召して曰く、看よ看よ。刀を以て芟りて両断と為す。師、杖 を以て背後に抛り、更に顧視せず。衆愕然たり。峰曰く、俊なるかな(ユ)。

といい、同じ話は『玄沙語録』巻中にも記載されている。

また、『伝灯録』巻七、帰宗章に、

如何なるか是れ細。 だ箇の麁行の沙門を見るのみ。師云く、是れ你が麁か、是れ我が麁か。主云く、如何なるか是れ麁。師、鋤頭を竪起す。主云く、 師、草を刈る次で、座主有りて来参す。忽ま一条の蛇を見る。師、鋤を以て刈る。座主云く、久しく帰宗と嚮えども、到来せば祇 你は什麼の處にてか我れの蛇を斬るを見しや。主無語。 師、蛇を斬る勢を作す。 主云く、與麼ならば則ち依りて之を行ぜり。 師云く、依りて之を行ずるは、即ち且

雲巌来参す。師、弓を挽く勢を作す。巌、良久(しばらく)して剣を抜く勢を作す。師云く、來ること太(はなは)だ遲生(おそ)し

13 °°

ならないが猫だと重大な罪科になるというのでは論旨の一貫性が確保できないはずなのである。 といい、蛇を猫に置き換えれば斬猫の話題そしてそれの救済の話題とよく似ていることがわかる。 即ち、蛇やミミズなら問題にも

四、おわりに

南泉の斬猫とは何であったのか。 潙山、一面鏡を封して師に寄す。師、上堂して提起して云く。且く道え、是れ潙山の鏡か、仰山の鏡か。 人有って道得せば、即ち 類似する話題を探せば、『景徳伝灯録』巻十一、仰山章には次のような話題が供せられている。

撲破せず。衆無對。師乃ち撲破す(4)。

南泉その人やその時代からは離れてしまうことにならざるを得ないだろう。そして、私の見る限り少なくとも南泉は苦悩もして ろう。ではこの話題をどう捉えるかということ、つまりは南泉のありのままの姿を理解しようとするのかそれともこの事柄を自分 たのである。坊主一人が悟れば猫の命なんぞどうでもよいというような思い上がりや小細工はもちろんなかったことも確かであ に引きつけて解釈しようとするのか、先にみた岐路に立っていることを我々はこの話題を前にして自覚せねばならないであろう。 価値観をいずれにおくべきなのであろうか。もし、自らの価値観で南泉を見るならそれはそれで解釈のひとつではあるけれども そろそろ結論に向かうことにしよう。斬猫は潙山の鏡のようにどうということのない話であり猫も同じように素材にすぎなかっ

『馬祖語録』に

なければ葛藤にも落ち込んでいないのである。

峰、一日土車を推す次で、祖、脚を展べて路上に坐す。 む、退かず。乃ち車を推して祖の脚を碾過して損なう。法堂に帰り、斧子を執って云く、適来、老僧の脚を碾損する底、出で来た 峰、便ち出でて祖の前に頚を引ぶ。祖、乃ち斧を置く〈エ〉 峰云く、請う師、足を収めよ。 祖云く、已に展ぶ、収めず。

という。同じく『玄沙広録』には、次のような上堂説法がある。

我れ今、你に問う、還た面前の青山を見るや、還た之れを好と見るや悪とすや、還た猫児・狗子、一切の鳥獣を見るや。 若し見ず に堪うる有らん。[玄沙上 p.194] の如く説話せば、喚んで儱侗中又た更に儱侗、緇素を弁ぜず、吉凶を識らざる寄褐生の俗人と作す。什麼の共に仏法を理論する と道わば、只だ箇の儱侗を成すのみ。若し見ると道わば、你便ち説道す、「者箇は只だ色なるのみ」、「者箇は多少に分明なり」、 「者箇は是れ什麽ぞ」、「者箇は与麼に可憐生なるを得たり」、「都来只だ是れ我れなるのみ、更に什麼の処にか去らん」と。若し此

南泉が断ち切りたかったのもこうした葛藤であろう。斬猫はいかにも殺生である。 しかし畢竟、南泉には殺生の問題ではなかった

な振舞いに対する反省も比較的早く現われてはいるけれどもそれすらも事柄の外見にこだわりすぎた仕儀で却って意旨を見失っ のである。 当時の禅院ではこうした行為は由々しきことでさえもなかったかもしれないのは先に見た如くである。 そうした粗野

た行為であったかも知れないのである。

ではあるまいか。 たか。そして、そうした緊張のなかでこそ何かが達成され、そうした中でこそ却ってえも言われぬ伸びやかささえもが有り得たの まり文句がかけ声だけでなかったならばそれも充分あり得ただろう。 さえももしかしたらとんでいたかも知れないという命がけの生活が営まれていたのである。「汝が放身命の処」という頻出する決 南泉山に限らず、禅院は多く風光明媚な場所に位置している。そうした伸びやかな、見かけは牧歌的かもしれない場所で人の頚 現に鄧隠峰の頚が落ちなかったのは真に間一髪ではなかっ

た我々近代人の良心でのみ言上げするのはどうか、と思うのである 確かではあるけれどもこの時代の禅僧たちに却ってそうしたことさえ辞さぬ強靭さを認めるにやぶさかではないしそれを衰弱し 私は勿論猫を切り殺すことには賛成できない。しかしそれとこれとはやはり違うだろう。斬猫を認めにくい気分でいることも

註

⟨-⟩『無門関』第二則[T.48,293a]

(2)『趙州録』に次のようにいう。「師問僧、従什麼処来。 云南方来。 師云、好箇畜生。 云、争肯。 師云、不肯且従、還我伴来。」[zz.118.330a]これによっても南泉の「水牯牛」が畜生に転化していく様子の一端が 師云、共什麼人為伴。 云、水牯牛。 師云、好箇師僧、因什麼与畜生為伴。

⟨¬⟩[入矢伝灯録 3 p.151]に詳しくコメントされている。

- (4)「師因東西両堂各争猫児。 安頭上而出。 師日。汝適来若在。 師遇之。白衆曰。道得即救取猫児。道不得即斬却也。 即救得猫児也。」[伝灯録 p.118a] 衆無対。 師便斬之。 趙州自外帰。 師挙前語示之。 趙州乃脱
- (~)「祖仏不知有。 狸奴白牯却知有。 何以如此。 他却無知如許多般情量。」[祖堂集 p.297a]
- (๑)「初与帰宗南泉行脚時。路逢一虎。各従虎辺過了。 南泉問帰宗云。適来見虎似箇什麼。 宗云。 似箇猫児。 宗却問師。 師云。 似箇狗子。宗又問
- ~~「僧問。 如何是仏。 師日。 猫児上露柱。曰。学人不会。 師日。 問取露柱去。」[伝灯録 p.282a]

南泉。泉云。我見是箇大蟲。」[伝灯録 p.94a]

- ⟨∞⟩「問。正則不問。 請師傍指。 師曰。抱取猫児去。」[伝灯録 p.379a]
- (๑)「因南泉第一座養猫児。隣床損脚。 無対。南泉便以刀斯作両橛。」[祖堂集 p.109bff.] 因此相諍。有人報和尚。和尚便下来。 拈起猫児云。有人道得麼。有人道得麼。 若有人道得。 救這箇猫児
- (2)「雪峰問師。 対云。 不会。云。成持取不会好。進曰。不会。成持持什麼。師云。你似橛鉄。」[祖堂集 p.110a] 古人斬猫児意作麼生。師便趁打雪峰。雪峰便走。師却喚来云。会麼。 対云。不会。 師云。 我与麼老婆。 你不会。 師問嵒頭。 還会
- 未審仏性在阿那頭。 師云。妄想作麼。僧云。争奈動何。師云。汝豈不知火風未散。」[伝灯録 p.150b]。

(二)「又有僧問。

蚯蚓斬為両段。

両頭倶動。

- (2)「雪峰因普請畭田。 見一蛇以杖挑起召衆曰。看看以刀芟為両段。師以杖拋於背後。 更不顧視。 衆愕然。 雪峰日。 俊哉。」[伝灯録 p.353b]
- (3)「師刈草次。 師作挽弓勢。巌良久作抜剣勢。 麁 師竪起鋤頭。 有座主来参。 主云。 如何是細。 値師鋤草。忽見一条蛇。師以鋤钁。座主云。久嚮帰宗。 師云。 師作斬蛇勢。 来太遅生。」[伝灯録 p.117a] 主云。与麼則依而行之。 師云。 依而行之即且置。 到来祇見箇麁行沙門。師云。 你什麼処見我斬蛇。 是你麁是我麁。主云。如何是 主無語。 雲巖来参。
- (4)「潙山封 一面鏡寄師。 師上堂提起云。 且道。 是潙山鏡仰山鏡。有人道得。 即不撲破。 衆無対。 師乃撲破。」[伝灯録 p.175a]
- (5)「峰一日推土車次、祖展脚在路上坐。 脚底出来。 峰便出、於祖前引頸。 祖乃置斧。」[zz.119,814b][馬祖錄 p.76] 峰云、請師収足。 祖云、巳展不収。峰云、巳進不退。 乃推車、碾過祖脚損。 帰法堂、執斧子云、適来碾損老僧